

1. 人的・住家被害の状況(平成25年11月7日時点)

市町村名		人口(人)	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考(一部損壊)・非住家
北海道	苫小牧市	173,406				一部損壊1
栃木県	宇都宮市	511,296				一部損壊2
	鹿沼市	102,357				一部損壊21
	塩谷町	12,561				一部損壊6
	矢板市	35,358				一部損壊61
埼玉県	さいたま市	1,222,910				非住家1
	越谷市	326,423	30	60	140	調査中
	松伏町	31,160	1	3	5	
千葉県	野田市	155,446	1	1	4	
三重県	伊勢市	130,228			1	一部損壊28
高知県	宿毛市	22,610				一部損壊1
合計			32	64	150	

災 支

災

※各都県への照会結果

平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について

2. 竜巻等突風対策局長級会議の開催

・9月2日埼玉県越谷市等で竜巻により大きな被害が発生したことに鑑み、取り組むべき竜巻等突風対策を早急に取りまとめるため、関係府省庁の局長クラスで構成される「竜巻等突風対策局長級会議」を設置し、これまで3回の会合を開催した。

3. 災害救助法の適用

・埼玉県は、いずれも、多数の者が生命等に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的な救助が必要なことから、越谷市と北葛飾郡松伏町に災害救助法を適用(適用決定日:9月2日、適用日:9月2日)

4. 被災者生活再建支援法の適用

・埼玉県は、越谷市に被災者生活再建支援法を適用(適用決定日:9月5日、適用日:9月2日)

※備考

○災害救助法の適用を受け、埼玉県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「9月2日に発注した突風等かかる災害に対する金融上の措置について」を发出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請(9月2日)

○災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の督促状及び督促状の送付を停止する措置を実施(9月3日埼玉県越谷市、同北葛飾郡松伏町)

○災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県に係る被災中小企業者への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を財務省、中小企業庁等の連名で日本政策金融公庫等に対し发出。(9月3日)

○災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。(9月3日)

○災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県における関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。(9月3日)